

【議案第8号】

川崎市環境基本条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市環境基本条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 川崎市環境基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

環 境 局

川崎市環境基本条例の一部を改正する条例の制定について

環境調整会議を環境行政・温暖化対策推進総合調整会議に改めるため、この条例を制定するもの

1 改正の主な内容

- (1) 環境行政の基本指針である川崎市環境基本計画の改定に合わせて、地球温暖化対策の取組の強化をはじめとする環境施策をより効果的に推進し、本市における環境行政の推進を図るため、川崎市環境調整会議を川崎市温暖化対策庁内推進本部と統合して、川崎市環境行政・温暖化対策推進総合調整会議に名称を改めることとするもの
- (2) 川崎市環境行政・温暖化対策推進総合調整会議は、市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長等をもって組織することとするもの

2 川崎市環境行政・温暖化対策推進総合調整会議の所掌事務

環境行政の実効的かつ体系的な推進を図るため、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行うもの

- ・川崎市環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- ・地球温暖化対策をはじめとする環境施策に関すること。
- ・その他環境行政の総合的推進に関すること。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行

参考 表（川崎市環境調整会議及び川崎市温暖化対策庁内推進本部の概要）

| | 川崎市環境調整会議 | 川崎市温暖化対策庁内推進本部 |
|-------------|---|--|
| 設置年月日 | 平成4年7月1日 | 平成20年2月5日 |
| 根拠条例等 | 川崎市環境基本条例 | 川崎市温暖化対策庁内推進本部設置要綱 |
| 設置目的 | 環境行政の実効的かつ体系的な推進を図るため、必要な総合的調整を行う。 | 川崎市地球温暖化対策推進基本計画等に基づき、市内の温暖化対策を積極的に牽引し、具体的な対策を実施する。 |
| 組織 (構成員) | 副市長（環境局担当）、上下水道事業管理者、病院事業管理者 川崎市事務分掌条例第1条に掲げる局及び本部 交通局、病院局、消防局、教育委員会事務局の長 | 市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長 川崎市事務分掌条例第1条に掲げる局及び本部 交通局、病院局、消防局、会計室、区役所、市民オンブズマン事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局長、人事委員会事務局の長 |
| 開催実績 | 1回（令和元年度） | 2回（同） |

川崎市環境基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>○川崎市環境基本条例 平成3年12月25日条例第28号</p> <p>第3章 環境行政の総合的調整 (総合的調整)</p> | <p>○川崎市環境基本条例 平成3年12月25日条例第28号</p> <p>第3章 環境行政の総合的調整 (総合的調整)</p> |
| <p>第10条 市は、環境行政の実効的かつ体系的な推進を図るため、この章に定めるところに従い、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行う。</p> <p>(1) 基本計画の策定及び変更に関すること。</p> <p>(2) <u>地球温暖化対策をはじめとする環境施策に関すること。</u></p> <p>(3) その他環境行政の総合的推進に関すること。</p> <p><u>(環境行政・温暖化対策推進総合調整会議)</u></p> | <p>第10条 市は、環境行政の実効的かつ体系的な推進を図るため、この章に定めるところに従い、次に掲げる事項について必要な総合的調整を行う。</p> <p>(1) 基本計画の策定及び変更に関すること。</p> <p>(2) 環境施策に関すること。</p> <p>(3) その他環境行政の総合的推進に関すること。</p> <p><u>(環境調整会議)</u></p> |
| <p>第11条 前条に規定する総合的調整を行うため、<u>川崎市環境行政・温暖化対策推進総合調整会議</u>（以下「調整会議」という。）を置く。</p> | <p>第11条 前条に規定する総合的調整を行うため、<u>川崎市環境調整会議</u>（以下「調整会議」という。）を置く。</p> |
| <p>2 <u>調整会議は、市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長及び市長が定める職員</u>をもって組織する。</p> | <p>2 調整会議は、<u>副市長及び環境施策にかかわる市の関係局長</u>をもって組織する。</p> |
| <p>3 前項に定めるもののほか、調整会議について必要な事項は、市長が定める。</p> | <p>3 前項に定めるもののほか、調整会議について必要な事項は、市長が定める。</p> |